

県のこれまでの取組

○犯罪被害者等基本法

- (1) 国では、犯罪被害者等が直面している困難な状況を踏まえ、犯罪被害者等の権利・利益の保護を図ることを目的に、犯罪被害者等基本法を制定。
- (2) 同法第5条で、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すると規定。
- (3) 同法第7条で、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、国、地方公共団体、関係機関等が相互に連携を図りながら協力しなければならないと規定。



本県における犯罪被害者支援の取組を具体化

○福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例

第1条 目的

- (1) 安全で安心な県づくりに関する事項を定めること。
- (2) 安全で安心な県づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進すること。
- (3) 県民が安全に安心して暮らし、及び活動することができる地域社会の実現に寄与。

第21条 犯罪被害者等支援の推進

犯罪被害者等(犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為による被害者・その家族等)の権利利益を保護し、再び平穏な生活の営みを実現。

犯罪被害者等の支援
民間団体の活動の促進

国、市町村その他の関係
機関等との連携による支援

犯罪被害者等の支援に
関する周知啓発

○福島県安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画

第2章 基本方針

<基本目標>

県民が、安全に安心して暮らし、活動することができる地域社会の実現

第3章 県における推進施策

<10 犯罪被害者等支援の推進> 主な取組は以下のとおり。

(1) 犯罪被害者等の支援を行う民間団体の活動の促進

犯罪被害者等支援団体の活動促進

(公社) ふくしま被害者支援センターが実施する、犯罪被害者等に対する電話及び面接相談、物品の供与又は貸与、付き添い支援などの役務の提供、犯罪被害者等給付金の裁定申請補助等、犯罪被害者等支援の必要性・重要性に関する広報及び啓発事業等について、その円滑な活動を促進するため、各種援助を行う。(県民サービス課)

(2) 国、市町村その他の関係機関等との連携による支援

総合的かつ計画的な犯罪被害者支援の推進

国、県、市町村、警察、関係機関等が緊密な連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、市町村における犯罪被害者等の支援に関する条例の制定や計画、指針等の策定を支援する。(男女共生課、県民サービス課)

市町村の取組の促進

市町村職員を対象とする犯罪被害者施策研修会等を通じて、被害者支援の意識の醸成、支援体制の充実を図る。(男女共生課)

関係機関等の連携による性犯罪被害者等の相談・支援体制の充実

性犯罪被害者等を支援するため、「性暴力等被害救援協力機関SACRAふくしま(※)」に加え、関係機関団体等が連携・協力し、性犯罪被害者等が安心して相談できる環境の整備と適切な支援を行い、更なる支援体制の充実を図るとともに、県民に広く周知広報する。(県民サービス課、男女共生課)

※県警、(公社)ふくしま被害者支援センター、県産婦人科医会、県及び県教育委員会で連携協力して支援にあたるネットワーク

(3) 犯罪被害者等の支援に関する周知啓発

犯罪被害者週間による周知啓発

犯罪被害者週間(11月25日～12月1日)に合わせて、啓発事業を集中的に実施するとともに、広報誌等の各種メディアを活用した広報などによる周知啓発に取り組む。また、市町村や関係機関、団体等に対して、同週間を中心に犯罪被害者等への理解の増進を図るための啓発事業を実施するよう働きかけを行う。(県民サービス課、男女共生課)

中高生等に対する被害者支援の啓発

中学生、高校生等に対して、学校等と連携し、被害者遺族等による講演を行うことで、生徒たちが生死を見つめ、被害者支援はもとより、命の大切さを理解し、ひいては社会規範の修得及び自尊意識の高揚に取り組む。(県民サービス課)

学校へのカウンセラー派遣

心に傷を負った児童生徒に対して、臨床心理に関する高度に専門的な知識・経験を持つスクールカウンセラーを派遣して心のケアに当たるなど、保護者・学校関係者等の連携の下、児童生徒がPTSD等にならないよう、心の回復を支援する。(義務教育課、高校教育課、私学法人課)

○福島県版「犯罪被害者支援ハンドブック」

犯罪被害者等に対して適切で途切れない支援を実施するため、犯罪被害者等の支援に携わる関係機関や団体が実施している支援の具体的な内容や連絡先を掲載したハンドブックを作成。

※詳細については、別紙支援施策一覧のとおり。